

合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度

既存の単独処理浄化槽、またはくみ取便所から、自主的に合併処理浄化槽へ転換される方に設置費の一部を補助する制度です。

対象となる浄化槽

- ・浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽であること。
- ・生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という)除去率90パーセント以上、放流水のBODの日間平均値が1リットルにつき20ミリグラム以下の機能を有するもの。
- ・厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知(平成4年10月30日衛浄第34号)に定める合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合するもの。

補助金対象区域 公共下水道の事業計画区域外の区域

※対象区域の詳細はお問い合わせください。

補助金の交付要件 対象区域内に居住し、住所を有する者が、既設の単独処理浄化槽、またはくみ取便所の使用を廃止し、かつ専用住宅に合併処理浄化槽を設置する者。ただし、次の事項に該当する方は、補助を受けることができません。

- ・浄化槽法第5条第1項に規定する設置の届出を受けずに合併処理浄化槽を設置する者。
- ・建築基準法第6条第1項もしくは第6条の2第1項に規定する確認を受けて合併処理浄化槽を設置する者。
- ・販売、または賃貸の目的で合併処理浄化槽を設置する者。
- ・11人槽以上の合併処理浄化槽を設置する者。
- ・住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの。
- ・市税を滞納している者。

補助金の額 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、次の区分に応じ、限度額があります。

人槽区分	限度額
・5人槽	332,000円
・6～7人槽	414,000円
・8～10人槽	548,000円

なお、合併処理浄化槽の設置に併せて単独処理浄化槽、またはくみ取便所を撤去する場合は、その撤去に要する費用、または9万円のいずれか低い額を加算します。

申請される方へ 補助金の申請は、毎年度予算の範囲内で、先着順に受け付けます。

問合せ 下水道課 ☎441・7116

粗大ごみ収集はインターネットからも予約できます

粗大ごみ受付センターではインターネット窓口も開設しています。電話窓口が混み合い、なかなかつながらない場合は、こちらからもお気軽にご予約できます。

市公式ウェブサイトのトップページ(<http://www.city.ama.aichi.jp/>)を検索、表示し、「粗大ごみ受付センターアイコン」をクリックしてください。

インターネット予約画面に移動します。

予約の操作が終わると、仮受付の完了です。受付番号が表示されますので、メモなどで控えてください。

仮受付の数日以内に予約完了メールが届きますので、その時点で正式受付となります。あわせて収集日もお知らせします。

申込み後、数日以内にメールが届かない場合は、受付センター(☎444・0303)へ電話でご連絡ください。

問合せ 環境衛生課 ☎444・3132